

第2期



補助金を申請する年度内において、本人又は同一世帯員が本補助金又は取手市省エネ家電買換え補助金交付要綱【令和5年告示第215号】(令和5年7月から9月までの期間に実施した取手市省エネ家電買換え補助金)の規定に基づく補助金の交付の決定を受けている方は対象外となります。

省エネ家電買換え補助事業

取手市では、物価高騰による負担の軽減や温室効果ガス排出量の削減を図るため、既存の家電から一定基準を満たす新品の省エネ家電に買換える費用の一部を補助します。

対象省エネ家電製品一覧



最大 5万円補助

※1世帯1回、本体購入費の3分の1を補助

対象家電	目標年度	省エネルギー基準達成率
エアコン	2027年度*	100%以上
冷蔵庫	2021年度	100%以上
テレビ	2026年度	80%以上



※目標年度 2010 年度で表記されているエアコンは補助の対象となりません

対象期間: 12月15日(金)~3月8日(金)

申請期間: 1月10日(水)~3月15日(金)

※3月15日(金)以前であっても、予算の上限に達し次第、受付終了



申込先

直接: 取手庁舎4階【402会議室】

郵送: 〒302-8585 寺田 5139

市役所 環境対策課 宛

左: 市ホム°ジ 右: 省エネ基準

詳細は右記二次元コードよりご確認ください



問合せ

取手市役所環境対策課



TEL: 0297-74-2141(代)

内線: 1413、1414

申請から補助金交付までの流れ

市内の販売
店で対象家
電購入

申請書類
提出

書類審査

交付決定
通知書
(郵送)

口座への
振り込み

補助金交付の対象となる方 ※すべてに該当すること

- ①取手市民（個人）である
- ②同一世帯の方がこの補助金の交付決定を受けていない
- ③市税の滞納がない
- ④対象家電について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度により補助を受けていない
- ⑤買換え前の家電を適正に処分（家電リサイクル券排出者控を提出できる）している
- ⑥同種家電への買換えである
- ⑦購入した対象家電を市内の自宅に設置すること
- ⑧決済方法は現金もしくはクレジットカードである
（クーポン券、ポイント、電子マネー等での支払い分は補助対象外）
- ⑨補助金を申請する年度において、本人及び同一世帯員が本補助金の交付を受けていない

補助金の対象となる家電の条件 ※すべてに該当すること

- ①新品（未使用品）であり、リース品やレンタル品ではない
- ②令和5年12月15日(金)から令和6年3月8日(金)までに、市内の販売店舗・事業所で購入したもの
- ③製品保証がある
- ④対象家電の基準を満たしている

申請書及び必要書類

- ①取手市省エネ家電買換え補助金交付申請書兼請求書
※ 本体購入価格（税込）に付属品費、設置費等の本体購入価格以外の金額を含めないこと
- ②レシートまたは領収書の写し
※ 購入日、購入額（内訳あり）、型番、購入店舗名・所在の記載があるもの
- ③製造メーカー保証書の写し
※ メーカー保証書に製造番号の記載がない場合は、家電本体の記載面をご確認下さい
- ④買換え前の家電の家電リサイクル券排出者控の写し
- ⑤補助金の振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

申請受付期間、申請書類提出方法

- 申請受付期間：令和6年1月10日(水)～3月15日(金)
- 提出方法：取手庁舎4階402会議室へ持参または郵送 ※受付時間は、平日の8時30分～17時15分
- 提出先：〒302-8585 取手市寺田5139 市役所取手庁舎4階402会議室
【郵送】取手市役所まちづくり振興部環境対策課 宛
- お問合せ先／取手市役所まちづくり振興部環境対策課 TEL:0297-74-2141